

## 第1回安来市創生総合戦略推進会議

平成27年5月19日（火）午後2時～  
安来中央交流センター 講義室

### 次 第

開会の挨拶

会議成立報告

市長挨拶

会長選出

### 議 事

- (1) 安来市創生総合戦略について
- (2) 安来市人口ビジョンについて
- (3) その他

閉会の挨拶

次回開催予定【平成27年7月】

## 地方人口ビジョン及び創生総合戦略について

### ○はじめに

人口減少問題への対策として、平成26年に国は「まち・ひと・しごと創生法」を制定するとともに、「長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。

安来市においても国の「長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案しつつ、「地方人口ビジョン」及び「安来市版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することとなりました。

### ○地方人口ビジョンについて

国の長期ビジョンを勘案しつつ、人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示します。

対象期間は長期ビジョンの期間である2060（H72）年を基本とします（地域の実情に応じた期間の設定も可能）。

### ○創生総合戦略について

地方人口ビジョンを踏まえ、地域の実情に応じた今後5か年（H27年度からH31年度まで）の目標、方向性、施策をまとめます。基本的な構成は次のとおりです。

- （1）基本目標
- （2）基本的方向
- （3）具体的な施策と客観的な指標
- （4）客観的な効果検証の実施

創生総合戦略の特徴は、数値目標及び施策の効果を客観的に検証する指標を設定することにあります。

創生総合戦略を推進するにあっては、目標を明確にし、適切な施策を提示するとともに進捗状況を検証し、改善する仕組み（PDCAサイクル）を確立することになります。

## 安来市の人口対策の経過及び予定

平成26年	8月	安来市人口対策本部の設置（本部長：市長） 第1回人口対策本部会議（人口問題の現状、国の動向など）
	10月	第2回人口対策本部会議 （基本戦略の策定、人口対策の予算編成への反映など）
	12月	第3回人口対策本部会議（国、県の動向など）
平成27年	4月	第4回人口対策本部会議（総合戦略の策定について） 市役所内に4つのワーキンググループを設置 ・女性に魅力あるまち戦略 ・目指せ出生率アップ！戦略 ・住みたいまちなか戦略 ・中山間地域元気いきいき戦略
	5月	第5回人口対策本部会議 （人口ビジョン（案）について、各部署施策提案など） <b><u>第1回安来市創生総合戦略推進会議</u></b>
	7月	第6回人口対策本部会議 （ワーキンググループによる施策提案など） 第2回安来市創生総合戦略推進会議 （人口ビジョンについて）
	8月	第7回人口対策本部会議（創生総合戦略について） 第3回安来市創生総合戦略推進会議 （創生総合戦略について）
	9月	第8回人口対策本部会議（創生総合戦略について） 第4回安来市創生総合戦略推進会議 （創生総合戦略について）
	10月	人口ビジョン、創生総合戦略策定

# 国と地方における人口ビジョン・総合戦略の構成（イメージ）

長期ビジョン【2060年まで】

総合戦略【2019年度までの5か年】

## 中長期展望

### I. 人口減少問題の克服

◎2060年に1億人程度の人口を確保

- ◆ **人口減少の歯止め**
  - ・国民の希望が実現した場合の出生率(国民希望出生率)=1.8
- ◆ **「東京一極集中」の是正**

### II. 成長力の確保

◎2050年代に実質GDP成長率1.5～2%程度維持

## 基本目標

### 地方における安定した雇用を創出する

- ◆ 若者雇用創出数(地方) 2020年までの5年間で30万人 等

### 地方への新しいひとの流れをつくる

- ◆ 地方・東京圏年間の転出入均衡(2020年)
- ・地方→東京圏転入 6万人減
- ・東京圏→地方転出 4万人増

### 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ◆ 結婚希望実績指標 80%(2010年68%)
- ◆ 夫婦子ども数予定(2.12)実績指標 95%(2010年93%) 等

### 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ◆ 地域連携数など
- ※目標数値は地方版総合戦略を踏まえ設定

## 政策パッケージ

農林水産業の成長産業化 6次産業市場10兆円・就業者数5万人創出

訪日外国人旅行消費額3兆円へ(2013年1.4兆円)・雇業者数8万人創出

地域の中核企業、中核企業候補1,000社支援・雇業者数8万人創出

地方移住の推進：年間移住あっせん件数11,000件

企業の地方拠点強化：拠点強化件数7,500件、雇業者数4万人増加

地方大学等活性化：自県大学進学者割合平均36%(2013年度32.9%)

若い世代の経済的安定：若者就業率78%(2013年度75.4%)

妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

：支援ニーズの高い妊産婦への支援実施100%

ワーク・ライフ・バランス実現：男性の育児休業取得率13%(2013年2.03%)

「小さな拠点」の形成：「小さな拠点」形成数

定住自立圏の形成促進：協定締結等圏域数(140圏域)

既存ストックのマネジメント

：中古・リフォーム市場規模20兆円(2010年10兆円)

地方人口ビジョン【2060年までを基本】

地方版総合戦略【2019年度までの5か年】

## 中長期展望

### I. 人口の現状分析

- ・人口動向や将来人口推計の分析

### II. 人口の将来展望

- ・目指すべき将来の方向性や施策の方向性を踏まえた人口の将来展望

## 基本目標(注1)と基本的方向(注2)

(注1)実現すべき成果(アウトカム)に係る数値目標を設定(定性目標の場合は客観的な指標を設定)

(注2)目標達成のために講ずべき施策の方向を記載

### 地方における安定した雇用を創出する

### 地方への新しいひとの流れをつくる

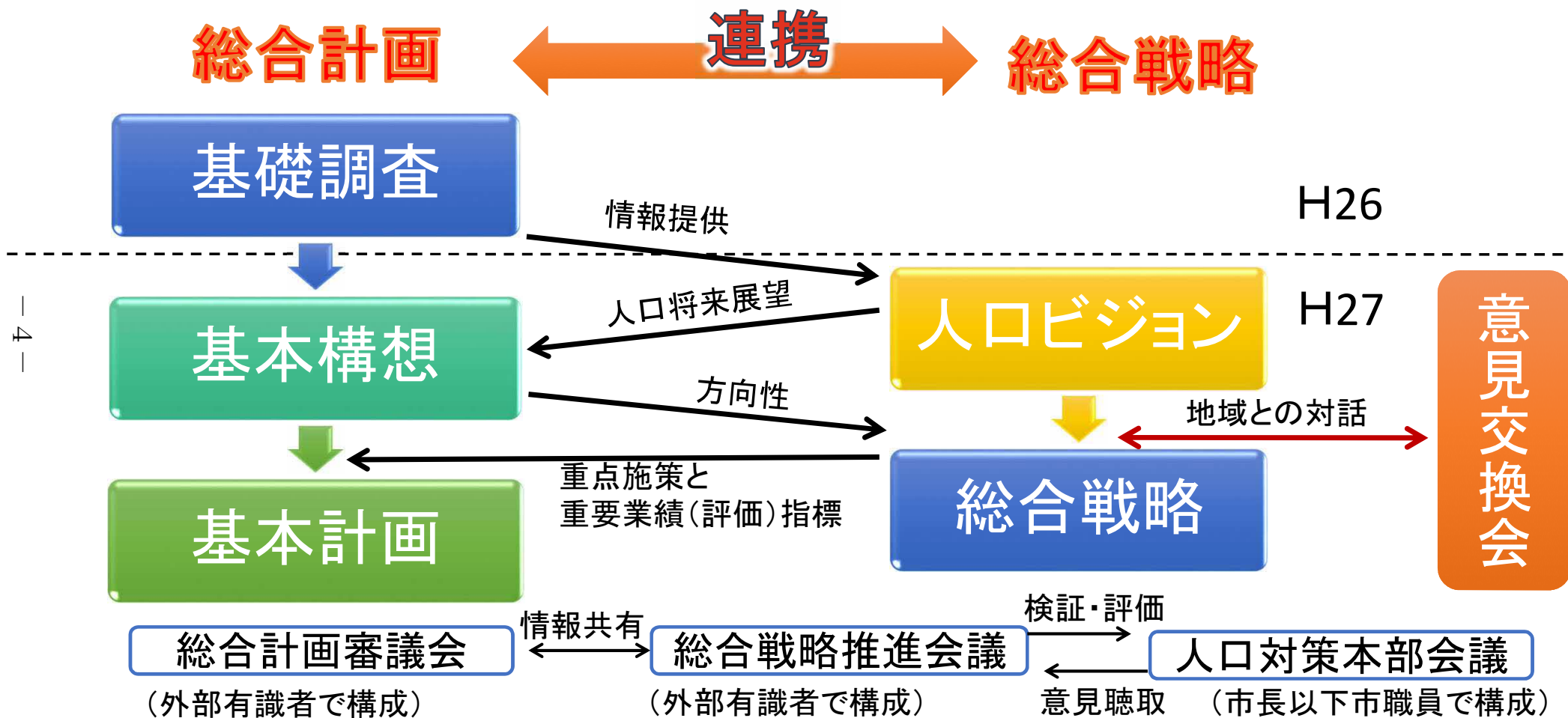
### 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

### 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

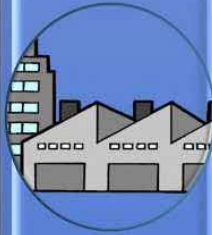
## 具体的な施策

※施策ごとに重要業績指標(KPI)を設定。

# 安来市の総合計画策定と総合戦略



# 人口対策



雇用



住居



育児



教育



生きがい

女性に魅力あるまち戦略

若年女性人口UP

目指せ出生率アップ！戦略

出生率UP

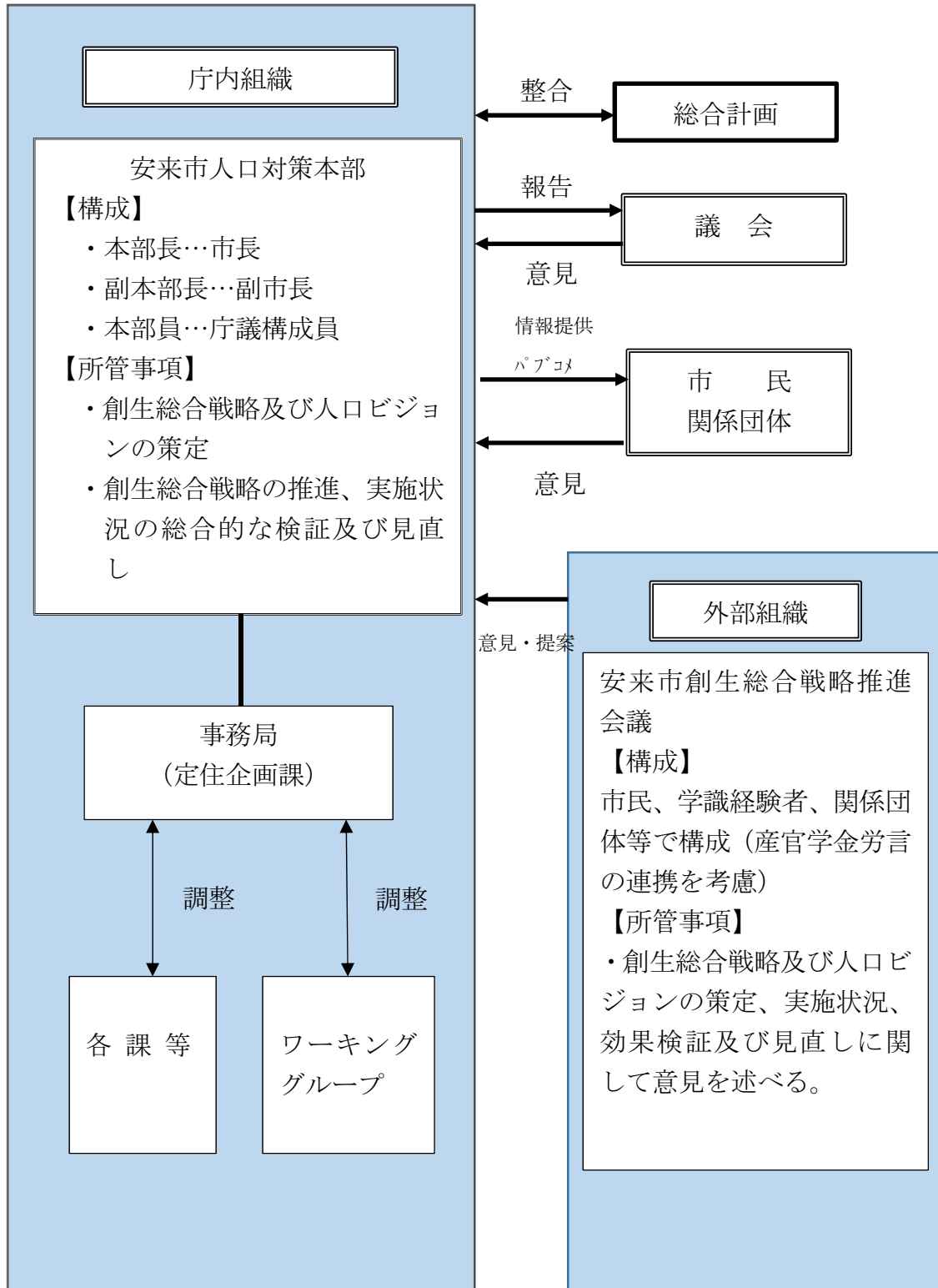
住みたいまちなか戦略

まちなか人口UP

中山間地域元気いきいき戦略

中山間人口UP

## 安来市人口ビジョン及び創生総合戦略策定体制



## 安来市創生総合戦略推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び見直し等を行うため、安来市創生総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 総合戦略の策定及び見直しに関すること。
- (2) 総合戦略に基づく施策の実施状況及び効果の検証に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 推進会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係機関及び団体の役員又は職員
- (3) 市民
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長1人及び副会長1人を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (招集)

第5条 推進会議は、次に掲げる場合に会長が招集する。

- (1) 市長から求めがあったとき。



(2) 委員の半数以上から招集の請求があったとき。

(3) その他会長が会議を開く必要があると認めたとき。

2 推進会議を招集しようとするときは、市長にその旨を通知しなければならない。

3 会長を互選しようとするときは、第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(会議)

第6条 会長は、会議の議長となり議事を進行する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開等)

第7条 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第8条 推進会議は、その審議上必要があると認めるときは、審議に関係のある者の出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密保持)

第9条 委員及び前条の規定により会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、政策担当課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月30日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。